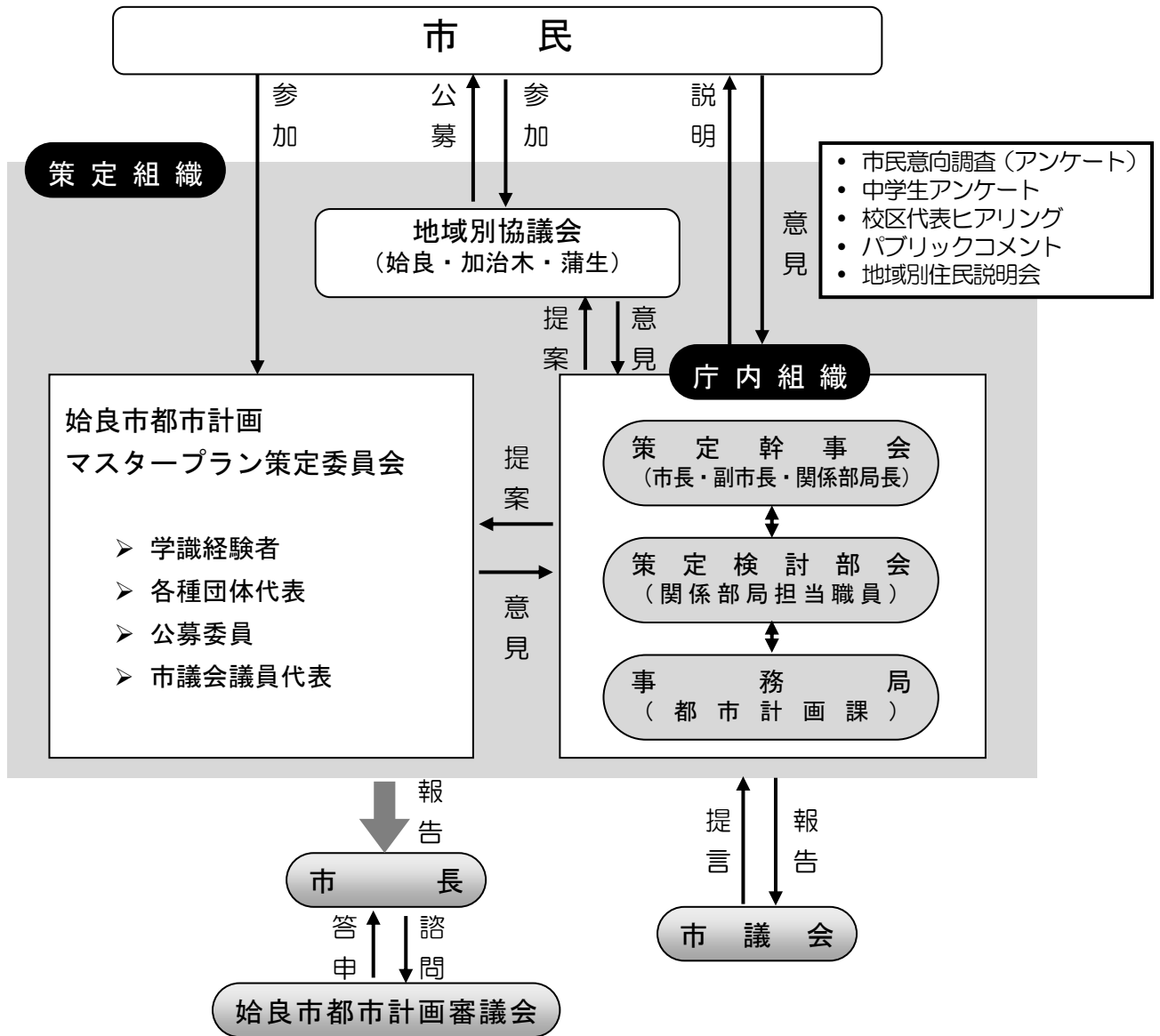


1 都市計画マスタープランの検討体制

(1) 検討体制

始良市都市計画マスタープランを検討する体制は、市民の皆様の意見を反映させる組織として「策定委員会」、「地域別協議会」、行政内の検討組織として「策定幹事会」、「策定検討部会」を設置し、協働による計画づくりを進めました。

●始良市都市計画マスタープラン検討体制図



(2) 体制名簿

● 始良市都市計画マスタープラン策定委員会委員

(敬称略、順不同)

役職	氏名	種別	備考
委員長	平田 登基男	学識経験者	
副委員長	堤 隆	学識経験者	
委員	和田 里志	始良市議会議員	H24.7.7から
委員	田口 幸一	始良市議会議員	H24.7.6まで
委員	岩下 吉廣	加治木町商工会	
委員	秋丸 紘一	始良町商工会	
委員	小山田 邦弘	蒲生町商工会	
委員	米迫 慎二	始良市農業委員会	
委員	永井 和則	加治木地区校区公民館連絡協議会	
委員	竹下 敬喜	始良地区自治会連絡協議会	
委員	有村 穆尚	蒲生地区公民館連絡協議会	
委員	西迫 雅子	始良市女性団体連絡協議会	
委員	新屋 幸一	始良市社会福祉協議会	

● 始良市都市計画マスタープラン策定幹事会

役職	職名
幹事長	市長
副幹事長	副市長
会員	総務部長 農林水産部長 企画部長 消防長 市民生活部長 教育部長 福祉部長 水道事業部長 建設部長 農業委員会事務局長

● 始良市都市計画マスタープラン策定検討部会

役職	職名
会員	関係部局担当職員 24人

● 始良市都市計画マスタープラン地域別協議会

まちづくりの課題や将来のまちづくりについてご意見をいただくために、各地域から公募等により委員を募り地域別協議会を設置しました。

(敬称略、順不同)

始良地域	加治木地域	蒲生地域
亀澤 勲	折田 秀三	梶原 孝次
藤井 孝良	美坂 幸一	岩戸 廣秋
今村 允彦	仮屋 啓登	大迫 宏
樽石 昌子	鈴木 俊二	里村 和彦
牧之瀬 徹	愛下 一	杉尾 育代
小原 仁	酒匂 久輝	野村 利憲
鎌田 千佐子	糸岡 辰次郎	播磨 ヨウ子
重久 京子	四元 ともみ	松林 伸一
	杉本 治美	

地域別協議会ワークショップの様子

蒲生地域 (H24. 5. 11)



加治木地域 (H24. 5. 12)



始良地域 (H24. 5. 12)



2 都市計画マスタープランの検討・策定の経緯

都市計画マスタープランの主要な検討・策定の経緯等は、次のとおりです。

●経緯

[平成23年度]

開催日等	開催会議等	主な協議項目等
平成23年8月29日	第1回策定検討部会	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画マスタープランについて 市民意識調査（アンケート）について
平成23年8月29日	第1回策定幹事会	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画マスタープランについて 市民意識調査（アンケート）について
平成23年9月26日	市民意向調査票配布	<ul style="list-style-type: none"> 調査期間（H23.9.26～H23.10.17）
平成23年10月1日	第1回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> 委員委嘱 都市計画マスタープランについて 市民意識調査（アンケート）について
平成23年11月1日 平成23年11月2日	検討部会ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> ヒアリングシートに基づく聞き取り
平成23年12月22日	第2回策定検討部会	<ul style="list-style-type: none"> 始良市の現況 市民意識調査集計結果 まちづくりの総合的な課題
平成23年12月22日	第2回策定幹事会	<ul style="list-style-type: none"> 始良市の現況 市民意識調査（アンケート）集計結果 まちづくりの総合的な課題
平成24年1月21日	第1回地域別協議会 （3地域合同）	<ul style="list-style-type: none"> 委員委嘱 都市計画マスタープランについて 始良市の現況 市民意識調査（アンケート）集計結果
平成24年2月4日	第2回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> 始良市の現況 市民意識調査（アンケート）集計結果 まちづくりの総合的な課題
平成24年2月24日（蒲生） 平成24年2月25日（加治木） 平成24年2月25日（始良）	第2回地域別協議会	<ul style="list-style-type: none"> 各地域の課題について 始良市の課題について
平成24年3月1日	第3回策定検討部会	<ul style="list-style-type: none"> 都市づくりの目標
平成24年3月2日	第3回策定幹事会	<ul style="list-style-type: none"> 都市づくりの目標
平成24年3月17日	第3回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> 都市づくりの目標
平成24年3月28日	第3回 始良市都市計画審議会 （中間報告）	<ul style="list-style-type: none"> 始良市の現況 ・ 市民意識調査結果 まちづくりの総合的な課題 都市づくりの目標

〔平成 24 年度〕

開催日等	開催会議等	主な協議項目等
平成 24 年 5 月 11 日 (蒲 生) 平成 24 年 5 月 12 日 (加治木) 平成 24 年 5 月 12 日 (始 良)	第 3 回地域別協議会	・ワークショップ形式による意見交換
平成 24 年 5 月 22 日から 平成 24 年 5 月 28 日まで	校区代表者ヒアリング	・山田校区 ・北山校区 ・永原校区 ・竜門校区 ・漆校区 ・西浦校区 ・新留校区 ・大山校区
平成 24 年 6 月 15 日	第 4 回策定検討部会	・都市づくりの基本方針
平成 24 年 7 月 6 日	第 4 回策定幹事会	・都市づくりの基本方針 ・地区の現況と課題
平成 24 年 7 月 7 日	第 4 回策定委員会	・タウンウォッチング ・都市づくりの基本方針 ・地区の現況と課題
平成 24 年 8 月 25 日	第 4 回地域別協議会 (3 地域合同)	・各地区の目標像について
平成 24 年 9 月 18 日	第 5 回策定検討部会	・地区別構想 ・都市づくりの推進に向けて
平成 24 年 9 月 26 日	第 5 回策定幹事会	・地区別構想 ・都市づくりの推進に向けて
平成 24 年 10 月 13 日	第 5 回策定委員会	・地区別構想 ・都市づくりの推進に向けて
平成 24 年 10 月 29 日	第 4 回 始良市都市計画審議会 (中間報告)	・都市づくりの基本方針 ・地区別構想 ・都市づくりの推進に向けて
平成 24 年 11 月 14 日	始良市議会全員協議会 (素案報告)	・始良市都市計画マスタープラン(素案) について
平成 24 年 12 月 15 日(蒲 生) 平成 24 年 12 月 16 日(始 良) 平成 24 年 12 月 16 日(加治木)	住民説明会	・始良市都市計画マスタープラン(素案) について
平成 25 年 1 月 23 日	第 6 回策定幹事会	・始良市都市計画マスタープラン(原案) について
平成 25 年 1 月 26 日	第 6 回策定委員会	・始良市都市計画マスタープラン(原案) について
平成 25 年 2 月 7 日	第 5 回 始良市都市計画審議会	・始良市都市計画マスタープラン(原案) 諮問、答申

●市民意識調査（アンケート）の実施状況

項目	内容
①調査地域・対象	市内に居住する満16歳以上（H23.8.1時点）
②調査票の配布数	6,000票（うち有効配布数5,970票）
③抽出方法	無作為抽出
④調査時期	平成23年9月26日～平成23年10月17日
⑤調査票回収数	2,239票（回収率37.5%）

●中学生アンケートの実施状況

項目	内容
①調査地域・対象	市内の中学校に通学する中学2年生全員 <ul style="list-style-type: none"> ・加治木中学校：198人 ・帖佐中学校：250人 ・重富中学校：231人 ・山田中学校：9人 ・蒲生中学校：61人
②調査票の配布数	749票
③調査時期	平成24年5月18日～平成24年6月15日
④調査票回収数	735票（回収率98.1%）

●住民説明会

開催日	開催場所	参加人数
平成24年12月15日	蒲生公民館 みがき・とぎの間	8人
平成24年12月16日	始良公民館 第2研修室	8人
平成24年12月16日	加音ホール 第2・3会議室	8人

●パブリックコメント

始良市都市計画マスタープラン(素案)に対する意見募集について、次のとおり実施しました。

① 実施時期等

- ・意見募集期間：平成24年12月3日から平成25年1月9日まで
- ・閲覧場所：始良市ホームページ

始良市役所 1号館1階 情報公開コーナー及び1号館1階 都市計画課
 加治木総合支所 北庁舎1階 加治木建設課
 蒲生総合支所 別館1階 蒲生建設課

- ・意見提出方法：郵送、持参、電子メール、ファックス

② 意見提出者 2人

③ 意見件数 2件

3 用語の解説

あ行

アクセシビリティ

近づきやすいこと。物を得やすいこと。また、道具等の使いやすさ、情報やサービスに対する利用のしやすさのこと。

アクセス

近づく手段、方法をいう。アクセス道路とは目的地まで近づくための道路のこと。

NPO

民間の非営利組織をいい、営利企業や行政組織とは異なる手法により公益を実現していく役割を担う。特定非営利活動促進法に基づきNPO法人の認証を受ける組織が増加している。

屋外広告物

常時または一定の期間継続して公衆に対して表示されるもので、看板・立看板・はり紙・広告塔・広告板等のこと。

オープンスペース

都市における、建物等のない空いたゆとり空間のこと。

温暖化

二酸化炭素等の増加により、地球の気温が高まり、自然や生活環境に各種の悪影響が生じる現象をいう。

か行

街区公園

一般の住宅地において、半径 250m位の範囲に居住する人々の日常的な利用を目的とする公園をいう。1か所当たりの面積は、2,500㎡を標準とする。

火山マール

マグマ水蒸気爆発による火山地形のひとつのこと。

基盤施設

さまざまな都市活動を支えるための施設をいう。社会資本と同義である。

協調建替え

密集住宅市街地整備事業地区内で老朽化した住宅等を建て替える際の方式の一つ。複数の土地所有者が一体性に配慮した設計に基づいて、個別に建替事業を行うやり方のこと。

協働

同じ目的のために、協力して働くこと。ここでは、まちづくりを市民・行政が協力して進めることを指す。

共同建替え

複数の土地権利者が敷地を共同化して建築物を建て替えること。代表的な共同建て替え手法としては、市街地再開発事業がある。

近隣公園

半径 500m程度の近隣に居住する人々が利用する 2ha を標準とする公園。

空閑地

利用可能な土地であるにもかかわらず、使われないままになっている土地のこと。

クロツラヘラサギ

コウノトリ目トキ科に分類される鳥類。全世界に約2,000羽しかいない世界的な絶滅危惧種で、環境省のレッドデータブックでは絶滅危惧I B類に指定されている。朝鮮半島北西部で繁殖し、冬季になると越冬のため錦江湾の加治木地域から始良地域にかけて少数飛来する。

景観

目の前の環境を一目見て得た視覚的印象をいう。また、この見ることを介して他の多くの人々と環境を意識するプロセスのこと。

建築協定

住宅地や商店街等の環境や利便性を維持増進するために、建築基準法に基づき、地区全員の同意に基づき定める協定のこと。

交通安全施設

信号機、道路標識、道路標示、道路照明灯、防護柵、道路反射鏡等の道路における交通の安全を確保するために必要な施設の総称である。

交通結節点

異なる交通手段を円滑に転換させるための機能を持った場所で、バスと電車の乗り換えを行う駅前広場等をいう。

公的賃貸住宅

市営住宅（市公営住宅、市特公賃等住宅、市単独住宅）、県営住宅（県公営住宅、県特公賃住宅）及び特優賃住宅（民間）のこと。

コーホート要因法

「コーホート」とは「同一時期に出生した集団」を言う。コーホート要因法による推計は、ある基準年次の男女年齢別人口を出発点とし、これに仮定された「女子の年齢別出生率」、「男女、年齢階級別生残率」及び「男女、年齢階級別人口移動率」を適用して将来人口を計算する方法である。

コミュニティプラント

住宅団地等のコミュニティ単位で汚水を集中処理するための下水道施設。

さ行**サイン**

看板や標識。

里山

集落、人里に隣接した結果、人間の影響を受けた生態系が存在する山をいう。

シックハウス

頭痛・めまい・吐き気・皮膚障害・鼻炎・呼吸器障害等、様々な健康障害を引き起こす住まいのこと。新築や改築（リフォーム）直後の室内空気汚染によって引き起こされる病気をシックハウス症候群という。

住宅ストック

ある一時点における住宅の質及び量の全体をいう。

住宅セーフティネット

経済的な危機に陥った場合などに最低限の安全を保障する社会的な制度や対策の一環で、住宅に困窮する世帯に対して講じられる住宅施策のこと。

循環型社会

大量消費社会に代わって、持続可能な社会を達成するための新たな社会のイメージ。生産、流通、消費、廃棄という社会経済活動の全段階を通じた資源利用の循環化・効率化、循環負荷の極小化を目指す。

親水公園

河川や池沼等の水辺を利用し、水に触れ親しむことのできる公園。

新エネルギー

利用し続けても枯渇することがなく、環境への負荷も少ないエネルギー資源。風力発電、太陽光発電、地熱発電、バイオマスエネルギー等を含めたエネルギーの総称である。

水源の涵養

水源の水質や水量等の状態を良い方向に育てること。

スマートインターチェンジ

高速道路の本線上またはサービスエリア（SA）、パーキングエリア（PA）、バスストップ（BS）に設置されているETC専用のインターチェンジ（IC）のこと。

セットバック

建築物の上部を下部よりも階段状に後退させる建築方法であるが、ここでは良好な環境を育成するために、建築物を敷地境界から一定距離後退させることをいう。

ソフトランディング

軟着陸。

た行**地域地区**

都市における土地利用に住居系、商業系、工業系、その他の用途を適正に計画性を持って配分することによって、快適で機能的な都市環境の維持増進を図り、土地の合理的な利用を誘導しようとするもの。地域地区には用途地域、高度利用地区、防火地域等がある。

地区計画

地区レベルの道路等の配置、建築物の形態や意匠、土地利用等について地区住民の合意を得て、市町村が都市計画決定し、それに基づいて開発を規制・誘導することにより良好な市街地の環境を形成するものであり、都市計画法及び建築基準法で規定されている。

定期借地用地

一定の契約期間が終了すれば、契約の更新がなく、貸し手である地主に土地が返る借地権で、平成3年に制定された借地借家法により設けられた。

低床バス

障がい者や高齢者等が、車椅子等に乗ったまま乗り降りできるようにバスの床が低くなっているもの、ノンステップバス。その他に備付けのリフトにより乗降するリフト付きバスもある。

低炭素社会

地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出を、現状の産業構造やライフスタイルを変えることで低く抑えた社会のことをいう。

ドア・ツー・ドア

依頼主宅の玄関まで迎えに行き、送り先の玄関まで送り届けるという一貫した運送方式。

ドクターヘリ

救急専用の医療機器を搭載し、医師・看護師等が乗り込んで患者のもとに急行し、病院等に搬送する間に救急医療を施すことのできる救急ヘリコプターのこと。

都市計画区域

都市計画を定めるべき区域。

都市計画道路

都市計画法第 11 条に定められた都市施設の一つであり、都市計画により指定される道路。

土地区画整理事業

都市計画区域内の市街地を面的に整備する代表的な市街地開発事業であり、土地の換地と減歩により、公共施設を平等に出し合うことにより良好な宅地を造成し、これを初めの土地の価値に応じて公平に分配する事業をいう。

都市下水路

主として市街地（公共下水道の排水区域外）において、専ら雨水排除を目的とするもので、終末処理場を有しないものをいう。

な行

二地域居住

都市の住民が多様なライフスタイルを実現するため、農山漁村等において中長期、定期的・反復的に滞在することにより、こうした地域社会と一定の関係を持ちつつ、都市の住居に加えた生活拠点を持つこと。

ネットワーク

ある一定の目的を持ってつながっている網状組織をいう。

は行

パートナーシップ

協力関係。共同。連携。

ハザードマップ

自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。

バスシェルター

バス停を、雨や風を防ぐことのできるよう屋根等で覆い、バスを快適に利用できるようにしたもの。

バリアフリー

「バリア」とは元々英語で物理的に人を隔てたり行動を規制したりするという障壁をいう言葉。日本でも、障害がないこと、特に高齢者、障がい者の日常生活に妨げとなる障害を取り除くことを「バリアフリー」という言葉で表すことが一般である。

ビジターセンター

国立公園や国定公園等において、その自然（地形、地質、動植物）などの情報を展示・解説し公園の利用案内を行っている施設のこと。

プレジャーボート

旅客、貨物の輸送や漁業、作業等の業務を行わない、レジャー用のボートまたはヨットのこと。

ポケットパーク

市街地等で、休息の場や都市景観の向上を図るために設けられる広場的機能を有する小規模な公園のこと。

ま行**緑のカーテン**

植物を建築物の外側に生育させることにより、建築物の温度上昇抑制を図る省エネルギー手法。

や行**悠久の森**

緑豊かな自然と、その環境保全と育成を目的に、自然豊かな森を、子孫に引継ぎ、永久に残す森のこと。

U J I ターン（ゆーじえいあいたーん）

3つの人口還流現象の総称。Uターン現象：地方から都市へ移住したあと、再び地方へ移住すること。Jターン現象：地方から大規模な都市へ移住したあと、地方近くの中規模な都市へ移住すること。Iターン現象：地方から都市へ、または都市から地方へ移住すること。

ユニバーサルデザイン

高齢であることや障がいの有無等にかかわらず、すべての人が快適に利用できるように製品や建造物、生活空間等をデザインすること。

用途地域

都市計画で定めることのできる地域地区の最も基本となるもので、土地の合理的利用を図り、市街地の環境の整備、都市機能の向上を目的として、建築物の建築を、用途や容積等により規制する制度で、12種類ある。

ら行

ライフライン

命綱、生命線、生活線のこと、ガス、水道、電気等の生活に必要なシステムのこと。

ランドマーク

方向を見定める場合の手軽な道案内としての役割や、そのまちのイメージを決定づけるもの。

林間保養施設

人が日常生活圏を一時的に離れて休養するなど、心身の健康維持を図るための林間の施設。宿泊施設等。

臨港地区

都市計画法の地域地区の1つで、港湾として機能を十分発揮できるよう、また港湾背後地の保護育成を図るため定める地区である。

わ行

Wi-Fi（ワイファイ）

無線LAN（ケーブルなしで）でインターネットに接続すること。